

## インドのテレコムセキュリティ国家政策案への意見

一般社団法人電子情報技術産業協会

電子情報技術産業協会は日本のITエレクトロニクス産業界を代表してナショナルポリシー案に対して意見を述べます。我々はインド政府が **Telecommunication** 分野のセキュリティの整備向上に積極的に取り組んでおられることを歓迎いたします。また、政策の原則として、利害関係者の関与や国際協調を掲げていることを支持するとともに、本政策を通じて”健全な国際セキュリティ基準に則った強固で近代的な通信ネットワークの構築に取り組む”と述べられていることを非常に喜ばしく思います。インドの **Telecommunication** 分野の成長は目覚ましいものがありますが、今後も発展を続けていくためには技術革新の促進とグローバル化が不可欠と考えます。インドが今後も世界に向けて開かれたアプローチを選択し国際整合性の確保された政策および制度の構築を進められるよう強く望みます。以下にナショナルポリシー案に対する各論を述べます。

### 各論 1

#### V 3.1 電気通信網の脆弱性および脅威 **Vulnerabilities and Threats to Telecom Network:** (a) ‘Safe to connect’ Policy

「この政策の下、通信ネットワークのあらゆる要素は権限のあるセキュリティ評価機関によって安全性が保障されては初めてネットワークに組み入れられ、その評価機関は a **National Telecom Security Certifying Organization** によって認証され権限を付与されるものとする。」と述べられている。

The draft policy states that under this policy all telecom network elements will be allowed to connect to the network after being tested in security testing labs certified and authorized by a **National Telecom Security Certifying Organization**.

国際慣行において、国家が全ての通信ネットワーク要素にセキュリティ評価を義務付けることはなく、過度な評価認証スキームはコストの上昇や最新の技術の市場への迅速な導入を妨げる可能性がある。このような措置により、消費者に不利益が生じるとともに、セキュリティの脆弱化が生じることを懸念する。インド政府は情報セキュリティの評価認証における国際相互承認協定である **CCRA** の加盟国として、インドのみならず国際基準に準拠する評価認証機関の活用を認めるべきである。

### 各論 2

#### V 3.1(e)

本政策案では、信頼できる供給元 “**trusted sources**” から製品を導入すると述べられているが、“**trusted sources**” の定義が不明確である。この記述によって外国企業の製品が不当に排除されることのないよう、定義の明確化が必要と考える。

### 各論 3

#### V 3.1(f)

国内製造能力の向上を徐々に高めることを目的とし、**Equipment vendors and telecom service providers** は、その目的の達成のため適切に関与すると述べられている。

この記述によって、ベンダーや **TSP** が製品の調達にあたり国内製品を優先したり、外国企

# JEITA

業の製品を調達するにあたって技術の移転や知的財産権の開示を要求するなどの行為に繋がることを懸念する。国内製品の市場アクセスにおいて何らかの方法でインセンティブを付与することは、イノベーションを阻害する可能性があり、ひいては、インドの国際競争力の低下に繋がることを懸念する。インド政府におかれては国内外の企業にとって等しく開かれた市場を志向することにより、牽牛で安全な通信セキュリティネットワークの構築を図っていただきたい。

## 各論 4

### V3.1(g)

全ての通信ネットワーク事業者は、政府が示した指針に沿って健全なアクセスシステムを設置すると述べられている。

“All Telecom Network Operators to put in place sound access systems in consistent with the guidelines given by the Government.”

“sound access systems” の定義が不明確であり、明確が必要と考える。

## 各論 5

### V3.9 Capacity Building:

インドのセキュリティ能力の強化に対する協力は惜しまないが、各論 1 にて述べたとおり、インド独自のセキュリティ評価認証スキームの構築によって **capacity building** を図るのではなく、国際基準と国際慣行に則ったアプローチを採用していただきたい。

以上